

## 「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	舟戸地区地区計画			
地区の区分	A地区	B-1地区	B-2地区	C地区
建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(い)項第6号に掲げるもの (2) 法別表第2(は)項第2号から第4号まで及び第6号に掲げるもの (3) 法別表第2(に)項第3号から第6号までに掲げるもの (4) 店舗及び飲食店	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(は)項第2号、第3号及び第6号に掲げるもの (2) 法別表第2(に)項第3号から第6号までに掲げるもの (3) 店舗及び飲食店	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(は)項第2号、第3号及び第6号に掲げるもの (2) 法別表第2(に)項第3号から第6号までに掲げるもの	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に掲げるもの (2) 法別表第2(ぬ)項第2号から第4号までに掲げるもの
壁面の位置の制限	——	隣地境界線からは1m, 道路境界線からは1.5m。 ただし、軒の高さが3m以下の自動車車庫等は、敷地境界線から0.5m。		
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	10mを超えてはならない。			12mを超えてはならない。
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限 (高さは道路面からの高さによる)	——	道路に面する垣又は柵の構造は生垣とし、隣地境界線に面する垣又は柵の構造は生垣又は高さ1.2m以下のフェンス等で透視が可能な形状のものとする。 ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(※1)		——
盛土の高さの制限 (高さは前面道路からの高さによる)	——	0.5m以下。 ただし、築山等は、この限りでない。		——

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

\*1は、条例第8条に定められている規定です。